

第4回別海町協働基本指針検討委員会 概要

開催日時：平成25年4月16日（火）午後1時30分～午後3時10分

開催場所：別海町役場 2階 201会議室

出席人数：8名（欠席4名）

（会議次第）

1 開 会

2 議 事

議題1 前回のふりかえりについて（報告）

①別海町協働基本指針素案4・5 修正点について

議題2 別海町協働基本指針（冊子版）について

①別海町協働基本指針（冊子版）構成について

②冊子版における修正点について

3 閉 会

1 開 会 （総合政策課長）

2 議 事

議題1 前回のふりかえりについて（報告）

①別海町協働基本指針素案4・5 修正点について

資料1 「別海町協働基本指針素案 指針4及び5修正案について」を配布し説明

指針4説明内容

- ・同一の項目で記述していた「自治推進委員会」と「協働推進委員」を「(1)別海町自治推進委員会を設置します」、「(2)庁内に協働推進委員を配置します」と2つに分けた標記へ改め、役割をより明確に示した。
- ・(2)の「企業も協働に取り組みやすい環境を整えます」は、(3)とし、「事業者による協働の取り組みを応援します」という奨励的な視点なタイトルへ変更。本文も現在すでに実施している人的・物的支援、協働に取り組むことがプラスに作用するようなかたちでの支援というものに改めた。
- ・(3)「協働事業を実施する町民活動を支援し協働事業を拡充します」、(4)「住民活動拠点の整備を目指します」は、内容に重なる部分があるため2つを合わせ、「(4)地域活動団体への支援体制を整備します〔新規〕」へ改めた。特に(3)としていた「協働事業を実施する町民活動を支援し協働事業を拡充します」は、3の柱で既に述べている『協働コーディネーター』に繋がるものとし、以前のものの重複した記述は避けた。

指針5説明内容

- ・柱の内容が補助制度に特化したものであるため、タイトルの「制度」の前に「補助」の文言を加え、冊子編集上、支障のない範囲で短くし「協働事業を実施しやすい補助制度の充実を図ります」へ改めた。
- ・(1)の見出しも同様に変更。内容は、①公募型、②一般型と分けていた「べつかい協働のまちづくり補助金」を、2つ併せた内容に改めた。資料編に事例が載っているところは変更なし。
- ・③の「別海町振興奨励補助金」、④の「自治会運営費等交付金」は、それぞれ番号を詰め、新たに②となる「別海町振興奨励補助金」は若干の文言整理を行い、③となる「自治会運営費等交付金」

は、番号のみ変更した。

- ・⑤の「記念誌作成助成金」は、町内会の活動を奨励する補助ではあるが、本指針における協働の取組みを進める補助制度とは、一線を画すものとなっていると考え削除。
- ・「(2) 協働事業を実施しやすい補助制度を拡充します」、「(3) 協働の取組みを周知する機会をつくります」は、一読しその内容がわかるよう文字数を減らして校正。内容的な変更はしていない。

資料 1

4 みんなで協働に取り組みやすい環境をつくります

(1) ~~自治基本条例に基づき組織を整えます〔新規〕~~別海町自治推進委員会を設置します〔新規〕

~~別海町自治基本条例第45条に基づき、町民の代表からなる「別海町自治推進委員会」を設置し、継続的に協働行政に関して協議し助言をいただきます。~~

~~行政内部での情報共有を充実させ横の連携を強化するため、庁内に協働推進委員を配置し、町民が実施する協働事業を取り組みやすい体制を整えます。~~

協働のまちづくりでは、町民と行政が共に地域課題の解決にあたる必要があります。町民の視点を生かしたまちづくりが進められるよう「別海町自治推進委員会」(注〇)を設置し、協働に関する施策や推進状況、自治基本条例の運用について検証を行います。

(2) 庁内に協働推進委員を配置します〔新規〕

行政が協働に取り組む場合には、様々な部署で広く協働に対する意識が浸透し、施策や事業に反映されていることが重要です。

今後は各部署に「協働推進委員」となる職員を配置することで、意思の統一を図り、協働に取り組みやすい体制をつくります。

~~-(2)-(3) 企業等も協働に取り組みやすい環境を整えます〔継続・充実〕~~

事業者による協働の取組みを応援します〔継続・充実〕

~~企業等も地域の一員として、積極的にまちづくりに参加していくとともに、地域発展のために貢献することが期待されます。地域コミュニティや町民活動団体などの活動に対して、資金的支援や人的・物的な支援のほか、持っている技術や情報、ノウハウを提供し、活動を支援することが望めます。~~

~~また、従業員が社会貢献活動しやすくなるよう、職場での理解を深めるなど環境を整備することも必要です。~~

協働のまちづくりを進める上で、事業者(注〇)が持つ資源(アイデア、ノウハウ、資金等)を活用することで、より効果的に地域の課題を解決することが可能です。

行政は、事業者の社会貢献の取組みを周知するなど、より効果的な企業活動となるよう支援し、地域の一員としての価値を高め、経済活動をより有利に進められるよう配慮する必要があります。

~~-(3)-(4) 協働事業を実施する町民活動団体をへの支援体制し協働事業を拡充整備~~します〔新規〕

~~協働のまちづくりをすすめるには、町民活動団体の存在が欠かせません。新たなNPO団体の設立が期待され、NPO団体を設立するための意欲を最大限に発揮することができる支援も体制を整えていくことが必要です。~~

地域活動団体が主体的に事業者や行政などと連携して地域の課題解決を図れるよう、団体の活動相談、情報の共有や発信などを行う中間支援センターの設置を検討していきます。

~~また、NPO 団体自らの活動情報を積極的に発信し、活動内容を広く周知するとともに、他団体とのネットワークを築きながら、自らの活動を強化拡大していくことが重要です。~~

~~自分たちの持つ情報や知識を行政に提供し、広く町民に周知されることで、活動への参加者や活動に対する賛同者が増加し、会員数の拡大が期待されます。~~

~~-(4) 住民活動拠点の整備を目指します〔新規〕~~

~~協働推進にあたっては、まず組織づくりを進める一方、わたしたち町民、議会及び行政が協働に対する認識を深め、段階的に町民参加を図るとともに、行政と地域の間にたって様々な活動を支援する中間支援センターのような施設を設置し、お互いの情報発信や情報共有ができるような環境、体制づくりを進めることが必要です。~~

注○:別海町自治推進委員会とは、別海町自治基本条例第 45 条(条例の見直し)において定められ、協働のまちづくりの推進状況や条例の運用について検討するための組織です。

注○:事業者とは、町内で事業活動を行う者。個人事業者、民間企業、農・漁協組合等のことをさします。

5 ~~協働による~~事業を実施しやすい補助制度の充実を図ります

(1) ~~協働による~~事業を実施しやすい補助制度を紹介します〔継続・充実〕

~~別海町では、地域の課題解決を目指す町民のみなさんの活躍を応援する目的から、行政との協働に係わる部分において、補助金制度を実施しています。~~

① ~~べつかい協働のまちづくり補助金【公募型】~~

~~公募型補助金は、町民の自発的なまちづくり活動を応援し、一定期間（回数）事業経費を支援するものです。~~

② ~~べつかい協働のまちづくり補助金【一般型】~~

~~一般型補助金は、町民や別海町に関係のある人々・団体が継続して行っていく地域・社会へ貢献するまちづくり活動等に対し、事業経費を支援するものです。~~

地域の課題解決を目指す町民の活躍を応援するため、行政との協働に係わる部分において補助金制度を設け、自発的に取り組むまちづくりを支援します。

③ ~~別海町振興奨励補助金~~

町内会等が行う地域のまちづくりに必要な施設（町内会等所有の会館）の補修や~~地域住民の安全を確保のために整備する防犯灯設置等の整備等の支援、に係る費用への補助、町内地域活動団体によるまちづくり振興イベントへの補助開催を支援します。~~

④ ~~自治会運営費等交付金~~

町内会の運営が健全に行われるよう、世帯数や保険加入数に応じて交付します。

⑤ ~~記念誌作成助成金~~

~~自治会等団体の歴史を著し、団体の価値を再認識できる記念誌や記念 CD の制作費を補助します。~~

(2) ~~協働事業を実施しやすい~~補助制度を拡充します〔継続・充実〕

~~別海町自治基本条例第 24 条では、「議会及び行政は、地域コミュニティとの協働をのまちづくりを進めるため、地域コミュニティの活動を支援します」とあります。するとしています。目的からみんなで協働を進めるためには、人材の育成や環境を整えることと共に、協働事業を支援するための補助制度が重要です。~~

~~協働のまちづくりは多岐にわたることから、より多くの団体が活用できる補助制度となるよう団体の意見を取り入れ「べつかい協働のまちづくり補助金」の見直しを図るほか、企画・提案方式などの新たな制度の検討を進めます。~~

(3) ~~協働の取組みを周知する機会をつくり~~ます〔新規〕

~~町内では様々な協働による様々な事業が実施されていますが、あまり知られていない取組みがあります。を知る機会が少ないため、広報紙やホームページを活用し様々な、地域活動団体の取組みを積極的に紹介することで、地域活動団体同士のつながりや新たな事業展開、発想が生まれることよう、町民の皆さんへ協働の取組みを周知する発表する機会を定期的に設けます検討します。~~

~~べつかい協働のまちづくり補助金活用団体の発表機会を検討し、補助することで終わりではなく、団体の情報発信についてサポートします。~~

議題 2 別海町協働基本指針冊子版について

①別海町協働基本指針「冊子版」構成について

事務局から簡略説明



<説明内容>

- ・前回会議を受け、これまでの文章のみの形から完成版に近い冊子の体裁に改めた。

～冊子版の構成順に基づき次のとおり説明～

- ・表紙を開いた後は、町長の巻頭言及び町の概要を掲載予定。
- ・「別海町の目指す参加と協働のまちづくり」として、本町における協働の目指す姿について記述。別海町における協働の取組みの最初である「べっかい協働のまちづくり提言書」の中からの「別海型 協働の概念図」を引用し、別海町の協働について説明する内容とした。
- ・目次のページ数は、現段階では未定であり○として表記。
- ・中表紙は「別海協働基本指針 5 の柱」のタイトルとし、裏面は簡単な凡例として本文の読み方を記した「0 の柱」を新たに用意。これまで会議で質問のあった【 】内の継続・充実・新規の表記の説明や注釈の位置を説明している。
- ・5 つの柱の概要をまとめたページ及び 1 から 5 の柱ページは、これまでと大きな違いは無いが、冊子として収める都合上、一つひとつの文節を短く、また読みやすいよう文字の数を減らす形に改めた。余白が生じたページは、記述内容に応じた写真と説明文を挿入。
- ・資料編は、中表紙を設け、前回会議でも示した柱の記述を補足するものとして、2 の柱及び 5 の柱に関する詳細やまちづくり補助金の活用事例を記述。
- ・資料編には、新たに本検討委員会の会議概要・委員名簿を付け足している。

(内容要旨)

委員意見

- ・目次の次のページに「別海町協働基本指針 5 の柱」とあるが、「5 の柱」としてしまうと、5 番目の柱と重複しているように思う。「5 つの柱」とした方がいいのではないかと。

事務局

- ・その次のページ「0 の柱」タイトルでも「5 つの柱の見方」と記載しているので、揃えたいと思います。

別海町協働基本指針

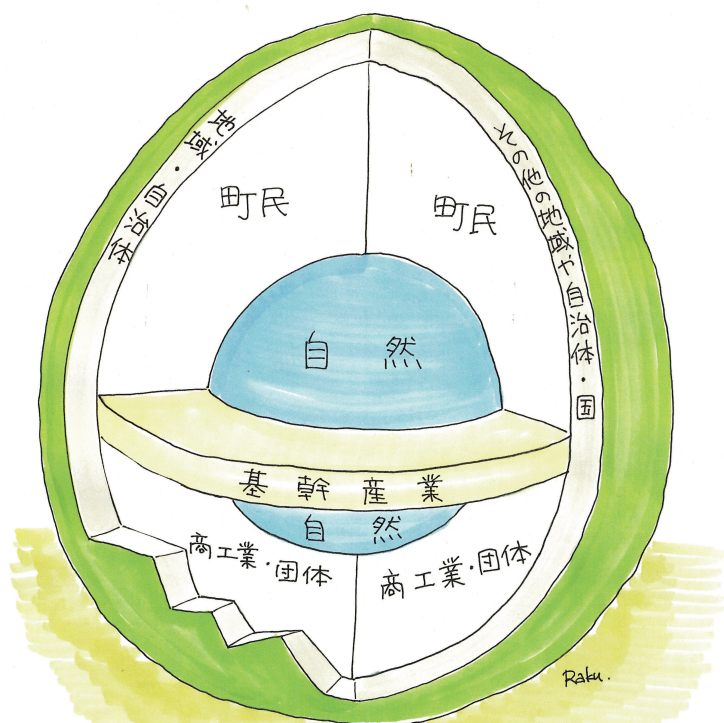
協働でパワーアップだ " まちづくり "

- 別海町らしい協働を目指して -

一人ひとりの力には限界があります。それは、町民のみなさんも、地域活動団体も、行政も同様です。しかし、その力が集まれば、一人の個人、ひとつの団体では成しえなかったことを可能にする大きな力に変わります。

「別海町らしい協働」とは何か、平成19年から平成21年にかけては町民のみなさんと探り、『卵』から学びました。

〈別海型 協働の概念図「協働の卵」〉 ※べつかい協働のまちづくり提言書から抜粋



『別海町らしい協働』は、素晴らしい大地、豊かな海、優れた自然環境を持つ町であることから、自然との共生が理念の中心にあり、『卵』という命のイメージを地域社会のイメージに重ね、この概念図が完成されました。

自然は、その土地に多くの恵みをもたらしてくれるため卵の中心である黄身とし、町民や事業者等は黄身を外部の脅威から守る白身としています。基幹産業は、大いなる自然の恵みを中心になりたちます。自治体等は地域の情報交流を手助けし、地域づくりをサポートしているため、卵を守り新鮮な空気を取り入れる殻となりました。

広大な面積を持つ別海町においては、全町民が互いを協働の相手として捉え、個々に不足しているものを補う連携の相手である必要があります。さまざまな地域活動団体、町内会、民間企業などの事業者、議会、行政が連携して、互いに地域の課題解決の担い手となることによって、豊かな自然に囲まれた誰もが住みやすいまち、心豊かで笑顔あふれるまちとなるために別海町らしい協働のまちづくりを進めていきます。

別海町協働基本指針__目次

はじめに

別海町について [概要]

別海町の参加と協働をすすめる 5 つの指針 (柱) ○

1 の柱 情報を共有する仕組みをつくります ○

- (1) 情報共有を推進します
- (2) 広報紙のあり方を考えます
- (3) ホームページのあり方を考えます
- (4) 情報発信拠点の整備を検討します
- (5) 情報共有方法を見直します

2 の柱 協働のまちづくりに参加しやすい仕組みをつくります ○

- (1) 町民参加を推進します
- (2) 町民参加の方法を広めます
- (3) 町民参加の機会を確保します
- (4) 「町民参加委員事前登録制度」を検討します
- (5) 町民が利用しやすい「広聴制度」を広めます

3 の柱 みんなで協働に取り組めるよう人材を育成します ○

- (1) 研修機会をふやします
- (2) 協働をすすめる人材を育成します
- (3) 行政職員の協働をすすめる意識を高めます

4 の柱 みんなで協働に取り組みやすい環境をつくります ○

- (1) 別海町自治推進委員会を設置します
- (2) 庁内に協働推進委員を配置します
- (3) 事業者による協働の取り組みを応援します
- (4) 地域活動団体への支援体制を整備します

5 の柱 協働事業を実施しやすい補助制度の充実を図ります ○

- (1) 協働による事業を実施しやすい制度を紹介します
- (2) 協働事業を実施しやすい制度を拡充します
- (3) 協働の取り組みを周知する機会をつくります

別海町協働基本指針資料 ○

- 協働基本指針を推進する制度について
- 協働を推進する補助制度について 『べつかい協働のまちづくり補助金』
- 別海町協働基本指針検討委員会について

別海町協働基本指針 5つの柱

0の柱

別海町協働基本指針 5つの柱の見方【凡例】



(1) 情報共有を推進します〔継続・充実〕

協働のまちづくりを進めるためには町民、地域活動団体（※注1）、議会、行政などが互いの持つ知識や情報を出し合い、情報を共有することが大切です。

議会や行政は、広報紙・ホームページを活用し、適切な情報を届けるよう努め、町民は、まちの情報を積極的に収集することが必要です。

本文中、特に説明が必要と思われる単語については、注釈を同じページの下部に記しています。

(2) 広報紙の活用方法について検討します〔継続〕

本文中、〔継続〕と表記があるものは、現在、既に取り組まれているもの。〔充実〕とあるものは、今後制度の拡大などを検討していく項目について示しています。

(3) ホームページのあり方を考えます〔継続〕

ホームページはまちの重要な情報発信源であり、自治体の顔でもあります。広報紙と同様に情報が適切に提供されていなくてはなりません。みなさんに見やすく、必要な情報を探しやすいホームページを目指します。

(4) 情報発信拠点の整備を検討します〔新規〕

役場や支所等に情報発信の拠点を整備し、別海町に係わる情報のほか、他町の広報紙の閲覧もできるようにします。

(5) 情報発信方法を見直します〔新規〕

本文中、〔新規〕と表記があるものは、現在、課題は把握されているものの具体的な取り組みがなく、今後実施を検討していく項目について示しています。

行政からの情報発信の主な方法を見直しには、町民から直接意見を聞き、情報を受ける人にとって望ましい情報発信と共有方法について検討していきます。

※注1 地域活動団体とは 町内会やサークル、実行委員会組織など特定の目的をもって、地域に根ざして活動を行っている団体及び組織のことをさします。

1 2 3 4 5 の柱

別海町の参加と協働をすすめる 5 つ柱

□ 1 の柱 情報を共有する仕組みをつくります

協働のまちづくりを進めるためには町民、地域活動団体、議会、行政などが互いの持つ知識や情報を出し合い、情報を共有することが大切です。地域の状況や課題を共有し、まちづくりに取組むパートナーとしての関係を築いていくことが大切です。

□ 2 の柱 協働のまちづくりに参加しやすい仕組みをつくります

地域の課題を解決するためには、町民と行政が、双方の合意形成を図り、まちづくり（注○）が進められることが大切です。町民が地域の課題に関心を持ち、まちづくりに参加しやすい環境を目指し、町民参加機会の充実に取り組みます。

□ 3 の柱 みんなで協働に取り組めるよう人材を育成します

地域活動団体をはじめ、多くの団体や組織では、新たな担い手の発掘、後継者の育成が大きな課題となっています。今後も町内における協働のまちづくりが進むよう、地域活動団体や事業者、行政など様々な団体がそれぞれの資質を高める学習機会の確保を図ります。

□ 4 の柱 みんなで協働に取り組みやすい環境をつくります

協働のまちづくりでは、地域の課題を認識し、互いに協力することで解決していくことが必要です。町民のみなさんの視点を生かしたまちづくりを進めるため、町民の意欲を最大限に発揮することができるよう参加の仕組みと支援体制を整えて行くことが必要です。

□ 5 の柱 協働事業を実施しやすい補助制度の充実に取り組みます

地域の課題解決を目指す町民の活躍を応援し、より協働に取り組みやすい環境づくりを目指し、行政との協働に係わる部分に対する補助金制度や地域活動の団体の成果を発表する機会の充実に取り組んでいます。

注○：まちづくりとは、より良い暮らしを町民一人ひとりがつくっていく「暮らしづくり」、幅広い領域及び分野における、さまざまな活動や計画のこと。

1の柱

情報を共有する仕組みをつくります



(1) 情報共有を推進します〔継続・充実〕

協働のまちづくりを進めるためには町民、地域活動団体、議会、行政などが互いの持つ知識や情報を出し合い、情報を共有することが大切です。

議会や行政は、広報紙やホームページを活用し、適切な情報を届けるよう努め、町民は、まちの情報を積極的に収集することが必要です。

(2) 広報紙のあり方を考えます〔新規〕

現在、広報紙は町内会による全戸配布を行っていますが、より多くの人に広報紙が行き渡るような方法（コンビニ・スーパー等に配置、病院や公民館等の施設での閲覧）を検討します。

広報紙の掲載内容についても、分かりやすく、読みやすい内容になるよう努めます。

(3) ホームページのあり方を考えます〔継続〕

ホームページはまちの重要な情報発信源であり、自治体の顔でもあります。広報紙と同様に情報が適切に提供されていなくてはなりません。誰にでも見やすく、必要な情報を探しやすいホームページを目指します。

(4) 情報発信拠点の整備を検討します〔新規〕

役場や支所等に情報発信の拠点を整備し、別海町に係わる情報のほか、他町の広報紙の閲覧もできるようにします。

(5) 情報発信方法を見直します〔新規〕

行政からの情報発信の主な方法である広報紙やホームページの充実のため、社会情勢の変化にあわせた内容や媒体となるよう定期的に見直しを行います。

見直しには、町民から直接意見をいただくモニター制度が有効と考え、情報を受ける人にとって望ましい情報発信と共有方法について検討していきます。





協働のまちづくりに参加しやすい仕組みをつくります

(1) 町民参加を推進します〔継続〕

地域の課題を解決するためには、町民と行政が、双方の合意形成を図り、まちづくりを進めることが大切です。

町民の生活に直接関係する重要な決定を行う前には、広く意見を募り、まちづくりに反映することができる機会を確保します。

(2) 町民参加の機会を広めます〔継続・充実〕

町民がまちづくりに参加する機会として、「意見交換会への参加」といった直接的な発言機会や「パブリックコメント(町民意見の公募)」(注○)や「町政ご意見箱」などの間接的な機会を設けています。

今後も、町民とまちづくりについて考える機会となる制度の充実に努めていきます。

(3) 「町民参加委員事前登録制度」を検討します〔新規〕

行政では、審議会や委員会、協議会などを設置し、町民の意見を伺い、政策(注○)や計画を作成しています。今後は、積極的に公募委員枠を設け、町民の参加機会を設定するよう努めます。

また、公募で選ばれる委員の希望者を事前に登録する「町民参加委員事前登録制度」を検討するなど、公募委員制度の周知と成り手不足の解消に努めます。

(4) 町民が利用しやすい「広聴制度」を広めます〔継続・充実〕

町民の声を聞き、協働のまちづくりを進めるため、各種懇談会や意見交換会等を必要に応じて開催しています。これらの広聴制度を活用していただき、町民の声が反映されたまちづくりを進めていきます。



〈まちづくり懇談会の様子〉

注○：パブリックコメント(町民意見の公募)とは、重要な計画を策定する場合に、情報共有を図り、広く意見を聞く参加機会を確保し、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図ります。

注○：政策とは、行政が目的を遂行するための方針・手段のことです。

3の柱

みんなで協働に取り組めるよう人材を育成します



(1) 研修機会をふやします〔継続・充実〕

町内で活動する団体の多くは、組織を担う人員が不足し、後継者の育成が重要な課題となっています。今後も地域活動団体が活発に活動できるよう、より多くの町民の参加とリーダーの育成が必要です。

研修会などへの積極的な参加を促し、様々な知識や技術、運営能力を身につけることができるよう、学習機会の確保を図ります。

【取り組み内容】

- ・講演会、セミナー等の参加推進
- ・人材バンクを設置し、研修の講師登録し、紹介
- ・他地域における先進事例紹介（広報紙・ホームページ）

(2) 協働をすすめる人材を育成します〔継続・充実〕

協働のまちづくりを進めるためには、町民が自主的に活動できるよう組織的に結びついていくことが大切です。そのためには、町民と地域活動団体、事業者、行政などを結びつけ、町内の団体や人材をネットワーク化するコーディネーターの育成が必要です。

【取り組み内容】

- ・サークル活動の推進（広報紙・ホームページで団体を紹介）
- ・各種団体の活動情報の集約、意見交換会の開催
- ・協働コーディネーターの育成

(3) 行政の協働をすすめる意識を高めます〔継続・充実〕

行政では、町民によるまちづくり活動を支援する立場から、求めに応じて、必要な助言や指導を行い、活動を補佐する伴走者となる必要があります。そのためには、町民からの提案を受けるだけでなく、地域課題を把握し、提案する能力が不可欠です。

行政職員も協働に対する理解を深め、様々な機会を用い研鑽に努める必要があります。

【取り組み内容】

- ・職員向け協働マニュアルの作成
- ・職員向けセミナーの開催
- ・新規採用職員への学習機会

注○：地域活動団体とは、町内会をはじめとする地域に根ざして形成された組織及び団体のことです。





みんなで協働に取り組みやすい環境をつくります

(1) 別海町自治推進委員会を設置します〔新規〕

協働のまちづくりでは、町民と行政が共に地域課題の解決にあたる必要があります。町民の視点を生かしたまちづくりが進められるよう「別海町自治推進委員会」(注○)を設置し、協働に関する施策や推進状況、自治基本条例の運用について検証を行います。

(2) 庁内に協働推進委員を配置します〔新規〕

行政が協働に取り組む場合には、様々な部署で広く協働に対する意識が浸透し、施策や事業に反映されていることが重要です。

今後は各部署に「協働推進委員」となる職員を配置することで、意思の統一を図り、協働に取り組みやすい体制をつくります。

(3) 事業者による協働の取組みを応援します〔継続・充実〕

協働のまちづくりを進める上で、事業者(注○)が持つ資源(アイデア、ノウハウ、資金等)を活用することで、より効果的に地域の課題を解決することが可能です。

行政は、事業者の社会貢献の取組みを周知するなど、より効果的な企業活動となるよう支援し、地域の一員としての価値を高め、経済活動をより有利に進められるよう配慮する必要があります。

(4) 地域活動団体への支援体制を整備します〔新規〕

協働のまちづくりには、町民の意欲を最大限に発揮することができる支援体制を整えていくことが必要です。地域活動団体が主体的に事業者や行政などと連携して地域の課題解決を図れるよう、団体の活動相談、情報の共有や発信などを行う中間支援センターの設置を検討していきます。



〈事業者による地域貢献(幼稚園遊具整備)の様子〉

注○：別海町自治推進委員会とは、別海町自治基本条例第45条(条例の見直し)において定められ、協働のまちづくりの推進状況や条例の運用について検討するための組織です。

注○：事業者とは、町内で事業活動を行う者。個人事業者、民間企業、農・漁協組合等のことをさします。

5の柱

協働事業を実施しやすい補助制度の充実を図ります



(1) 協働事業を実施しやすい補助制度を紹介します〔継続・充実〕

○べつかい協働のまちづくり補助金

地域の課題解決を目指す町民の活躍を応援するため、行政との協働に係わる部分において補助金制度を設け、自発的に取り組むまちづくりを支援します。

○別海町振興奨励補助金

町内会等が行う地域のまちづくりに必要な施設（町内会等所有の会館）の補修や住民の安全を確保する防犯灯の整備等の支援、町内活動団体によるイベント開催を支援します。

○自治会運営費等交付金

町内会の運営が健全に行われるよう、世帯数や保険加入数に応じて交付します。

(2) 協働事業を実施しやすい補助制度を拡充します〔継続・充実〕

協働のまちづくりを進めるため、地域コミュニティの活動を支援する目的から、人材の育成や環境を整えると共に、より多くの団体が活用できる補助制度となるよう「べつかい協働のまちづくり補助金」の見直しを図るほか、企画・提案方式などの新たな制度の検討を進めます。

(3) 協働の取組みを周知する機会をつくります〔新規〕

協働による様々な事業を知る機会が少ないため、広報紙やホームページで積極的に紹介します。また、地域活動団体同士のつながりや新たな事業展開、発想が生まれるよう、町民に協働の取組みを発表する機会を検討します。



〈漁協青年部による出前授業の様子〉



〈美原地区子ども会そば学習の様子〉

別海町協働基本指針 資料編

『資料編』

2の柱 協働のまちづくりに参加しやすい仕組みをつくります 補足

自治基本条例では、まちづくりに参加する機会と方法として、以下の制度を設けています。

基本的な計画の策定又は見直しをするとき	
内 容	総合計画などの町の将来的なまちづくりに関する基本方針や施策展開について、進むべき方向を定める場合や見直しを実施する場合には、町民参加の機会を設けます。
参加方法	審議会、検討委員会、意見交換会、アンケート、パブリックコメント など

行政評価を実施するとき	
内 容	行政が行なう施策や事業などについて、効率的かつ効果的に実施されているかを評価する行政評価制度を実施する場合には、町民参加の機会を設けます。
参加方法	審議会

町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正及び廃止をするとき	
内 容	畜犬取締及び野犬掃とう条例など、町民のみなさんに何らかの義務を課し、権利を制限する内容を定める場合には、条例として制定する必要があることから、事前に町民参加の機会を設けます。
参加方法	審議会、検討委員会、意見交換会、アンケート、パブリックコメント など

広く町民が利用する公共施設の管理運営方法及び整備に係る基本的な計画策定又は重要な変更をするとき	
内 容	広く町民の利用が予想される公民館や公園など大規模な施設整備や施設機能を定める場合には、町民参加の機会を設けます。 ただし、公共用財産であっても利用が地域の住民に限定されるような施設は、「広く町民が利用する公共施設」は除きます。
参加方法	審議会、検討委員会、意見交換会、アンケート、パブリックコメント など



〈多く町民が利用する中央公民館の様子〉



〈別海町総合計画策定（グループワーク）の様子〉

2の柱 協働のまちづくりに参加しやすい仕組みをつくります 補足

別海町では、いくつもの広聴制度を設け、町民の参加機会を確保しています。

1「審議会などへの委員としての参加」について

各種審議会等の設置	
内 容	計画や政策の立案に係わり、条例等に基づき附属機関として、審議会などを設置し、町民意見を反映させた政策や行政運営になるよう取組みます。
対 象	全ての町民、自治会（町内会）、各種団体、検討内容に即した専門家・有識者

2「意見交換会への参加」について（別海町まちづくり懇談会）

「町長と話そう」	
内 容	まちづくりの進捗や重点施策について説明し、町民のみなさんからアイデアやご意見を伺うことによって、より良い行政運営を目指すことを目的に開催します。
主 催	町（町が日程や会場を決め、町内の各地域へ出向き開催）
対 象	全ての町民、自治会（町内会）、各種団体
「町長と話しませんか」	
内 容	各種団体からの求めに応じて、町長が出向き、まちづくりに関する様々な分野にわたり懇談することによって、より良い行政運営を目指すことを目的に開催します。
主 催	各種団体（団体等からの申込みを受け、町長が出向き開催）
対 象	自治会（町内会）、各種団体
「ミルクミーティング」	
内 容	牛乳をのみながら気軽に懇談することによって、まちづくりに関する様々な意見を伺い、より良い行政運営を目指すことを目的に開催します。
主 催	町（団体等からの申込みを受け、役場庁舎内で開催）
対 象	自治会（町内会）、各種団体（5名以上から可）

3「アンケート調査への参加表明」について

各種アンケート調査	
内 容	計画策定過程において、町民の意識や動向などを知るためにアンケート調査を実施し、より明確な課題の把握に取り組みます。
対 象	全ての町民、自治会（町内会）、各種団体

4「町民意見の公募（パブリックコメント）」について

パブリックコメント手続	
内 容	計画策定過程において案を公表することによって、広く意見や専門的な知識を求め、その意見を考慮し計画策定を進めます。
対 象	全ての町民、自治会（町内会）、各種団体

5「ご意見箱」について

町政ご意見箱 / 電子ご意見箱	
内 容	より良い行政運営を目指すため、町政ご意見箱（注○）やホームページにご意見投稿用ページを設置しています。
対 象	全ての町民、自治会（町内会）、各種団体

注○：町政ご意見箱は、役場本庁舎1階ロビー公衆電話横、各支所・連絡事務所に設置しています。

5の柱 協働事業を実施しやすい補助制度の充実を図ります 補足

これまでの取組み事例について紹介します。

《公募型補助金》

団体の活動基盤が作られるよう一定期間事業経費の一部又は全部を支援します。

区 分	主 な 取 組 み 内 容
担 い 手 支 援 型 補 助 金	(事業名) 人形劇開催事業 平成 22~23 年度 子どもたちが豊かな心を育めるように人形劇を開催。様々な施設において、公演ができるよう移動可能な舞台装置や放送器具を整備し、新たな演目のための人形制作も行いました。
	(事業名) ふれあいの居場所づくり 平成 22~24 年度 子どもからお年寄りまで、誰もが生き生きとした生活を送るための「居場所」づくりを実施。3 カ年の内、1 年次目は居場所についての学習や事例研究。2・3 年目には、場所の確保と地域の居場所としての定着を図るための活動を行いました。
地 域 づ く り 補 助 金	(事業名) 美原子ども会による地域活動とそば学習による三世代交流 平成 22~24 年度 美原小学校の閉校を契機に子ども会を組織。そばの栽培実習によって、子どもからお年寄りまで三世代にわたる交流を図り、子どもたちに「ふるさと美原」の意識付けと地域活性化を目指しました。そば学習に必要な道具を揃え、継続した活動の基盤を築きました。
	(事業名) We Can Do セミナー 平成 21~22 年度 別海町に輝く大人たち(活動者)が増えることを目指し、講師を招きセミナーを開催しました。22 年度以降は、町内の団体と連携し自主的な研修機会を続けています。
ま ち いきいき 支 援 型 補 助 金	(事業名) イルミネーションコンテスト 平成 19 年度 暗く寒い冬の別海町を明るく暖かいまちにするため、別海市街地の家庭にイルミネーションを飾ってもらい、コンテストを開催しました。
	(事業名) JUNCO&CHEEP 別海町公演 平成 22 年度 町内の音楽活動の活性化と地域文化の向上を目指し、コンサートを実施。出演者と町内サークルや来場者が一緒に歌うことのできる参加型音楽を通じて、音楽の持つ楽しさと音楽活動の参加を呼びかけました。
スタート 応 援 型 補 助 金	(事業名) 物語と音楽による「おはなしの会」平成 22 年度 絵本や詩などの物語作品世界を読み手の声と効果的な BGM を通して、じっくりと味わう鑑賞会を実施しました。演奏等環境の充実を図るため、朗読用ヘッドセットマイクや絵本スタンドを整備しました。
ひ と づ く り 支 援 型 補 助 金	※本補助区分の実績はありません。

《一般型補助金》

継続して行われる地域・社会へ貢献する活動などを支援します。

(事業名) 西春別駅前まちづくり推進事業 地域の住民や民間企業が協力してふれあい鉄道公園の草刈や花壇整備等の維持管理等を行なうとともに、地域諸団体が地域課題・問題を共有し、安心・安全なまちづくりを目指し地域連絡会議を開催しています。

別海町協働基本指針検討委員会について



別海町協働基本指針案策定のあゆみ

○別海町協働基本指針検討委員会経過について

日 程	内 容
平成 25 年 1 月 21 日	< 第 1 回検討委員会 > これまでの経過 (自治基本条例)、別海町基本指針素案 (仮称) における経過について 指針素案「1 情報共有する仕組みをつくります」検討
2 月 18 日	< 第 2 回検討委員会 > 指針素案「2 まちづくりに参加しやすい仕組みをつくります」検討 指針素案「3 みんなで協働に取り組めるよう人材を育成します」検討
3 月 21 日	< 第 3 回検討委員会 > 指針素案「4 みんなで協働に取り組みやすい環境をつくります」検討 指針素案「5 協働による事業を実施しやすい制度の充実を図ります」検討
4 月 16 日	< 第 4 回検討委員会 > 指針素案 全体の見直し
5 月〇日	< 第 5 回検討委員会 > 「別海町協働基本指針」答申案の具体化
〇月〇日	委員長・副委員長 「別海町協働基本指針」町長への

○別海町協働基本指針検討委員会委員名簿 (敬称略)

	氏 名	所属団体等
委員長	大塚 保男	見識者 (別海町教育委員会委員長、北海道別海高等学校 元校長)
副委員長	吉野 朋博	市民活動実践者 (別海町商工会青年部部長)
	山 崎 宏	見識者 (別海町社会教育委員長 / 西春別駅前地区まちづくり委員会 元代表)
	根本えり子	市民活動実践者 (介護予防関連ボランティア活動実践者)
	押田 榮司	見識者 (元べつかい協働のまちづくり町民会議 会長)
	木下 恵児	市民活動実践者 (交通安全指導委員)
	秋庭 優子	市民活動実践者 (別海連合町内会 事務局)
	永野 孝浩	市民活動実践者 (別海町民生児童委員)
	北澤真由美	市民活動実践者 (美原子童太鼓保存会)
	高橋 智美	市民活動実践者 (別海地区子ども育成協議会事務局)
	藤本 大輔	市民活動実践者 (道東あひさ農業協同組合職員、別海町青年団体協議会元役員)
	南口 慎也	市民活動実践者 (根室管内青年団体連絡協議会・別海町青年団体協議会 会長)



発 行 別 海 町

作 成 平成 25 年 6 月

担 当 総務部 総合政策課 まちづくり推進担当

〒 086-0205 別海町別海常盤町 280 番地

TEL 0153-75-2111(内線 2215・2216)

FAX 0153-75-0371

ホームページ <http://betsukai.jp/>

議題2 別海町協働基本指針（冊子版）について

②指針冊子版における修正点について

※事務局から各柱の簡略説明を行う

1の柱説明内容

- ・(1)～(3)は、より読みやすい文章を目指し、重複している説明などを整理して文章をコンパクトに改めた。
- ・(4)は、変更無し。
- ・(5)は、タイトルを「情報共有方法を見直します」としていたが、下に続く文章では広報・ホームページにおけるモニター制度の導入など行政の取組みに限定した記述となっており、タイトルにあった「共有」を「発信」に改め、「情報発信方法を見直します」と変更。タイトルから「共有」との文言はなくなったが、本文はこれまでと同様に「情報の共有」の重要性について述べている。
- ・「地域活動団体」に関する注釈を冊子版で3の柱のところに設けているが、1の柱に「地域活動団体」という言葉が既に出ているので、1の柱の中に注釈が付く。

2の柱説明内容

- ・「(3)町民参加の機会を確保します〔継続・充実〕」としていた部分を削除した。
(3)の記述は、町民参加機会を総括的に述べている(1)、町民のみなさんから意見を伺う広聴について述べている(2)と基本的に同様の内容であると考え、削除した。
- ・(3)の削除に伴い、(4)を(3)に、(5)を(4)に数字を振り直した。
- ・削除した(3)を除く(1)～(5)は、より読みやすい文章を目指し、重複している説明などを整理、文章をコンパクトに改めている。内容に係る大きな変更等はなし。

(内容要旨)

委員意見

- ・2の柱と5の柱は別紙に資料編が付いており、資料編が付いていることを柱の本文のどこかに記載してはどうか。記載してあれば、本文を読んでいる途中で資料を見ながら読めると思う。

事務局

- ・検討したいと思います。

委員意見

- ・(3)の内容について、書き出しで「行政では、審議会や委員会、…」とあるが、「審議会や委員会」の前に『必要に応じた』などの文言を付けた方がいいのでは。頭に何も付けず「審議会や委員会」としてしまっているのか。

事務局

- ・審議会を設置するには、それなりの理由があり必要性に応じて設置するわけですから、そういうことを念頭に置き、最初に文言や枕詞を入れてはどうかということですね。

委員意見

- ・町民の参加機会を設けるとか、委員を公募するとか、意見交換会とか、いろいろと記載しているが、それらはどのようなかたちでお知らせしてもらえるのか。どうお知らせしてくれるのが見えない。ホームページや広報等でお知らせします等の言葉があれば、広報紙も一生懸命見ようと思ってもらえるのでは。

事務局

- ・基本的には広報紙やホームページです。それをお知らせするにあたって、1の柱の発信部分でありましたが、その紙面を工夫する、ホームページを工夫するという中で、より見えやすくなるように努める部分など、仕組みをつくり出すということでは。

委員意見

- ・下の注釈のところに、「パブリックコメントとは、重要な計画を策定する場合に、情報共有を図り、広く意見を聞く参加機会を確保し、行政の公正の確保と透明性の向上を図ります。」とあるが、文言が足りないのでは。

事務局

- ・「向上を図ります」というと努力目標になってしまうので、注釈を付けているパブリックコメント制度の説明をするかたちに改めたいと思います。

3の柱説明内容

- ・大きな記述の変更は無く、これまでの柱と同様により読みやすい文章、重複している説明などを整理し、文章をコンパクトに改めた。

(内容要旨)

委員意見

- ・取組み内容の2つ目、この表現文を整理した方がいいと思う。人材バンクの設置で1つ、そして研修講師の登録と紹介、といった文脈にでも。
- ・先ほど1の柱で、「地域活動団体」の注釈が付くとの説明があったが、この3の柱部分では注釈が消えるということでは。

事務局

- ・検討したいと思います。注釈については、この3の柱の部分では消えます。

委員意見

- ・この(1)の部分の取組み内容の「人材バンク」はすごく大変だと思う。次の柱で出てくる「支援センター」と兼ね合せては…。

事務局

- ・3の柱については、(1)研修機会を増やします〔継続・充実〕となっているとおり、実際に教育委員会の社会教育の方で「学校応援ボランティア」もしくは「人材バンク」ということで、既に整備されているものであります。そういったものも指しつつ、今回あります協働の試みなども加えていくかたちになればいいかなと思っています。

委員意見

- ・「研修会の講師等を登録し、紹介します」よりも「登録します」と書いたほうがいいのか。

事務局

- ・次回までの検討材料とさせていただきます。

委員意見

- ・「人材バンクを作ります」と書いているが、実際には、平成何年にはこれに手がけて設置していくというようなものを、公表する・しないは別としても持っていた方がいいと思う。人材バンクだけではなく、他の全てのものについて、これくらいの予定で進んでいきたいというものを別紙でちゃんと残しておいた方がいいと思う。

事務局

- ・そのチェック機能的な要素となるのが、指針の中でいっている「自治推進委員会」を作りますという部分となりますが、指針の一言一言の実施性をチェックするものではなく、総体として町の取組みが底上げをされてきているのか、町あるいは町民団体の活動が底上げされてきているのかの部分のチェックとなります。そういうところで、「あのと指針に書かれていたものというのはどうなっているのだろう」という部分は、当然、出てくると思います。

委員意見

- ・指針ではっきりいっているのは、審議会を設置すること。町民による委員で構成する審議会。審議会というのは、この指針に則ったものがきちんとできているかというのをチェックするはずだから、そういう具体的なものが、審議会をやるときには絶対できていないとならない。
- ・前後するが、指針の検討として、裏づけまで考えたものは行なっていないが、これを指針として町長に出した段階で、今度は「いつまでに行う」という年次計画などを作って行っていく。それは、この後、事務局なり町が計画性を持って行なっていくという押さえでいいか。

事務局

- ・はい。指針と一緒に今その計画を提示するというようなかたちではありません。

4 及び 5 の柱説明内容

- ・議題 1 振返りで説明した内容と同様につき省略。

(内容要旨)

委員意見

- ・この冊子にはページ数が付くか。
- ・各ページにつく注釈は、ページごとに注 1、注 2 と番号を付けるか。それとも連番か。

事務局

- ・はい。今日の話ももとにし、最終的なものを盛り込んだ中でページ数を決めます。
- ・注釈は、連番で付けた方がいいと思っていました。連番でなければ、「注 1」などと入れられたのですが、まだ分かりづらい言葉があるとなることも考え注〇と表記するかたちとしました。

委員意見

- ・全体を通して文章になっている部分の読点が多すぎるように感じる。文章を考えた人が一つ一つ力が入ってというのがわかるが、読むときに非常に読みづらい。句読点の付け方にはっきりとしたルールがないようであるが、多すぎるのは読んでいて気になる。

委員意見

- ・5 つ目の柱の削除された記念誌補助金は別のところには載ってくるのか。

事務局

- ・この指針の中には載ってきませんが、補助要領としてはまだ続くものです。

～全体を通して～

委員意見

- ・1 の柱の (2) 広報紙のあり方の部分について、「コンビニ・スーパー等に配置」としてしまうと既存の商店をカットしているように取れる。コンビニに置いてもいいが、この表現は改めた方がいいのでは。主な商店等の店先だとかにした方がいいのではないか。コンビニだけに置けばいいのかと、

限定してしまうように取れる。

- ・店頭でいいのではないですか。
- ・コンビニだとか商店とかではなく、例えば商工会のところに置くとか、町の主要な場所の方がいいかもしれない。

事務局

- ・全ての店頭に置くというようにもならないと思いますので検討させていただきたいと思います。
- ・コンビニ・スーパーというのは、町民以外の人にも触れますが、商工会や町の施設となると町民以外の人にはなかなか触れないです。コンビニ・スーパーなどは、他の町の人がコンビニなどにふらっと寄ったときに、この町の広報誌を手にも取ることもできるという意味も含めての表記ではあります。
- ・この議論をする中で、町内会を通して配布としている、それはそれとして、町内会の部分のそういう活動というのは組織率が悪くなっている中でもこれからも続けていく位置づけというのを皆さんに知っていただくという意味でも、それとは別に置くのですが。

委員意見

- ・コンビニ・スーパーを入れつつ、他にも考えるというかんじか。
- ・「より多くの人に行き渡る」と書いてあるから町民を想定してしまうが、多くというよりは「広く」か。町外の人など広い範囲で目に触れてもらうということか。

事務局

- ・あえて、どちらかに取れる表現をしていないかたちです。「より多くの町民」としていたのを「より多くの人」に訂正にしており、それが町民だけを指しているわけでもなく、町民以外の人を指しているわけでもなくということです。

委員意見

- ・ようするに町民以外の人でも広く見てもらいたいという意向でこうしたのであれば、それらしい雰囲気言葉を言葉にして入れてしまったほうがいいのでは。町民には基本的にはみんな配ることにはなるとおもいますから。
- ・そういう言葉が入ると、コンビニ・スーパーでも理解されるのではないか。
- ・スーパーを取ってしまって、「コンビニ等」にしてしまっているのでは。もともと「コンビニ・スーパー等」としているのです。

事務局

- ・より多くの人々の具体的表現ということですね。
- 「等」と入っているので、スーパーは取ってしまって良いかもしれないです。

「資料編」説明内容

- ・冊子版の作成にあたり、新たに「別海町協働基本指針検討委員会について」を加えた3つの項目で構成。
- ・「2の柱 協働のまちづくりに参加しやすい仕組みをつくります」は、既にある制度を資料としてまとめています。2枚目の注記「町政ご意見箱」は、最近あまり活用されていないこともあり、設置させていただいていることを表示をさせていただいております。
2の柱の煩雑な部分を資料しているかたちであり、本編と若干違った構成になっています。
- ・「5の柱 協働事業を実施しやすい補助制度の充実を図ります」では、前回でご意見をいただいた「べつかい協働のまちづくり補助金」の一般型の事例について新たに記載しております。
- ・新たに追加した検討委員会の概要は、これまでの会議開催日と主な検討項目等を記載し、委員の

皆様の氏名等を新たに記載しております。

(内容要旨)

委員意見

- ・資料編の2の柱の部分、1ページ目は1つずつの項目になっていて見やすいが、2ページ目の「意見交換会への参加」の部分は、「町長と話そう」、「町長と話しませんか」、「ミルクミーティング」がくっついていて見づらい。
- ・1ページ目も2ページ目もタイトル部分だけ枠はなくてもいいのでは。

事務局

- ・見やすくなるよう調整したいと思います。

委員意見

- ・2の柱の部分、これらは「制度」というのか。

事務局

- ・2の柱の1枚目については、自治基本条例で「こういうときにはこういうようにしなさい」と決まっている制度、2枚目については、別海町として「広聴制度」として広くこういうものを設けていますといったものになっています。

委員意見

- ・5の柱について、この事例は「事業名」のみ並んでいるが、補助金を使った団体名はあえて記載していないのか。団体名があれば、どんな団体がどんな活動を行っているか分かりやすくてよいと思う。

事務局

- ・毎年、町ホームページで補助金を交付した団体名、補助金額、活動内容等を簡略にまとめた一覧を公表しているため、事例にも団体名を加えるようにしたいと思います。

委員意見

- ・冊子版の最後ページには、メールアドレスを載せないのか。
ホームページを見たら意見を送れるからあえて載せていないのか。

事務局

- ・ホームページを見たら意見を送れるというのがありますが、載せることは支障ありません。

～終了～

委員長

- ・一通り皆様のご意見をいただき冊子が大体できたが、事務局にはもう一度次回へ向けて、本日話し合った内容を網羅しながら、提示していただければと思う。

3 閉 会 （総合政策課長）

以 上